公募型プロポーザル手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和5年4月17日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施設整備マニュアル改訂業務委託

(2) 業務の目的

東京都福祉のまちづくり条例改正等に伴い、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」(平成31年3月改訂版)の全面改訂が行われる。「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施設整備マニュアル」(令和2年度発行)に、東京都のマニュアル改訂内容を反映すると共に、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例の付加基準を精査したマニュアル改訂を行う。

(3)業務内容

- ① 情報整理、反映か所の提案
- ② 改訂版マニュアルの解説文部分 Word 原稿作成
- ③ 改訂版マニュアルの解説図部分作成
- ④ 資料編の作成
- ⑤ 印刷用データの作成
- ⑥ 表紙の修正
- ⑦ 業務打合せ
- ⑧ 報告書の作成

(4) 契約期間

契約期間:令和5年度中の一部の期間

2. 参加資格

参加表明書提出日現在において、次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- ② 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること。
- ③ 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- ⑤ 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

企画提案書等の審査は、別に定める要綱により審査委員会を設置し、別に定める審査要領に基づき二段階審査方式(一次審査:書類審査、二次審査:ヒアリング)で実施する。

なお、参考見積りは、提案内容との整合性及び区予算における妥当性を確認 するためのもので、価格の高低による差異は評価の対象としない。

- 4. 提案書を特定するための評価基準
- (1)企業実績
- (2) 技術者実績
- (3)業務実施体制
- (4) 特定テーマに対する提案
- (5) 資料作成能力
- (6) 工程計画
- (7) 専門技術力
- (8) 取り組み姿勢
- (9) コミュニケーション能力

5. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区 都市整備政策部 都市デザイン課 都市デザイン企画調整担当(新岡) 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 電話:03-6432-7152 ファクシミリ:03-6432-7996

- (2) 説明書の配布期間及び配布場所並びに方法
 - ① 期間:令和5年4月17日(月)から令和5年5月1日(月)※土・日曜を除く午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く)
 - ② 場所:上記(1)に同じ
 - ③ 方 法:希望者に無償配布する (区のホームページからダウンロード可)※メールアドレス【SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp】
- (3) 参加表明書の提出期限及び提出場所並びに方法
 - ① 期限:令和5年5月1日(月)午後5時必着
 - ② 場所:上記(1)に同じ
 - ③ 方法:持参又は郵送(Eメール及びファクシミリ可)
- (4) 質疑及び回答(企画提案書に係る質問について)
 - ① 期限:令和5年5月9日(火)午後5時必着
 - ② 提 出 先:都市デザイン課

 ※メールアドレス【SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp】
 - ③ 提出方法:質問は、Eメールにより行うものとする。 なお、文書には『「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施設 整備マニュアル改訂業務委託」に関する質問』と明記し、貴社の担 当窓口の部署、氏名、電話、ファクシミリ番号及び E メールアドレ スを併記すること。
 - ④ 回答方法:回答については、取りまとめた上で参加者全員に対して、 Eメール により行う。
 - ⑤ 回答予定日:令和5年5月12日(金)
- (5) 提案書の提出期限及び提出場所並びに方法
 - ① 期限:令和5年5月15日(月)から令和5年5月31日(金)午後5時必着
 - ② 場 所:上記(1)に同じ
 - ③ 方法:持参又は郵送(書留郵便に限る)
- 6. その他
- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨【日本語及び日本国通貨に限る。】
- (2) 契約保証金【免除】
- (3) 契約書作成【要】

- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無【無】
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口【5. (1) に同じ】
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は、5. (2) の説明書による。